

平成 28 年度 国有財産監査の結果
(北海道財務局管内分)

国有財産の監査

監査

財務大臣は、国有財産法第10条第1項等の規定に基づき、各省各庁が所管する国有財産等について、実地監査を実施しています。具体的には、国有財産法第9条第2項等の規定に基づき、財務大臣の定めるところに従い、各省各庁の所管に属する国有財産等について、財務局等が実地監査を実施しています。

28年度における監査結果

28年度については、未利用国有地の洗い出しや空きスペースの創出などに主眼を置いた「庁舎等の公用財産」の監査に事務量を重点的に配分し、監査を実施しました。

28年度における監査結果は次のとおりです。

北海道財務局において、37件（公用財産37件）の監査を実施し、そのうち6件（16.2%）について問題点を指摘しました。

指摘事案の内容は、余剰のある庁舎への移転を求め、用途廃止や借受解消を図るなどして、国の財政への貢献が見込めるものが大半を占めています。

指摘事案のフォローアップ状況

実地監査に基づき指摘した事案については、処理の促進を図るため、毎年度、是正・改善に向けた進捗状況を把握し、財産を管理する各省各庁に対して、フォローアップを実施しています。

28年度に実施したフォローアップの結果、23年度から27年度における監査指摘事案83件ののうち、是正・改善済みの事案は60件となり、是正率は72.3%となっています。

平成 28 年度における国有財産監査指摘
(北海道財務局管内分)

監査結果一覧表

| 番号 | 指摘類型 | 省庁名 | 部局名 | 会計名 | 勘定名 | 口座名 | 所在地 | 指摘区分 | 指摘の概要 |
|----|------|-------|---------|-----|-----|--------------------|--------------------|------|---|
| 1 | a1 | 財務省 | 北海道財務局 | 一般 | — | 旭川地方合同庁舎 | 北海道旭川市宮前1条3丁目11外2筆 | 検討 | 旭川地方合同庁舎は、官署統合等や入居官署が必要とする耐震安全性の分類変更により、狭隘・余剰や耐震安全性に不適合な入居が生じていることから、入居官署の入替調整、使用面積の変更や、借受庁舎である自衛隊旭川地方協力本部旭川募集案内所等を移転入居させ、非効率使用の改善を図る必要がある。 |
| 2 | a1 | 国土交通省 | 稚内開発建設部 | 一般 | — | 稚内地方合同庁舎 | 北海道稚内市末広5丁目35番64 | 検討 | 稚内地方合同庁舎は、入居官署の退去等に伴う余剰（約730㎡）が生じており、非効率な使用となっていることから、狭隘で老朽化している稚内労働基準監督署及び借受庁舎である自衛隊旭川地方協力本部稚内地域事務所を移転入居させ、非効率使用の改善を図る必要がある。 |
| 3 | a1 | 国土交通省 | 札幌管区気象台 | 一般 | — | 稚内港湾合同庁舎 | 北海道稚内市開運2丁目2377番6 | 検討 | 稚内港湾合同庁舎は、共用会議室に余剰（約120㎡）が生じており、非効率な使用となっていることから、狭隘となっている入居官署の稚内海上保安部の専用面積に変更させ、有効活用を図る必要がある。 |
| 4 | b2 | 防衛省 | 北海道防衛局 | 一般 | — | 自衛隊旭川地方協力本部旭川募集案内所 | 北海道旭川市1条通9丁目90番地21 | 検討 | 借受庁舎である自衛隊旭川地方協力本部旭川募集案内所は、余剰（約280㎡）が生じ非効率な使用となっている旭川地方合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。 |
| 5 | b2 | 防衛省 | 北海道防衛局 | 一般 | — | 自衛隊旭川地方協力本部稚内地域事務所 | 北海道稚内市大黒町4丁目27番地9 | 検討 | 借受庁舎である自衛隊旭川地方協力本部稚内地域事務所は、余剰（約730㎡）が生じ非効率な使用となっている稚内地方合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。 |
| 6 | c1 | 厚生労働省 | 北海道労働局 | 一般 | — | 稚内労働基準監督署庁舎 | 北海道稚内市末広3丁目9番57 | 検討 | 狭隘で老朽化している稚内労働基準監督署庁舎は、余剰（約730㎡）が生じ非効率な使用となっている稚内地方合同庁舎へ移転入居し、用途廃止する必要がある。 |

※一覧表「指摘類型」欄の凡例

| 指摘内容 | 記号 |
|-------------|----|
| 庁舎等の有効活用 | A |
| 余剰面積等の有効活用 | a1 |
| 財産管理の不備 | B |
| 国有財産台帳の記載不備 | b1 |
| 借受解消 | b2 |
| 未利用国有地の洗い出し | C |
| 機能移転の検討が必要 | c1 |
| 低利用 | c2 |
| 未利用 | c3 |

※指摘区分

①是正

- ・その使用状況について、効率性・経済性・社会ニーズ等の観点から、他の用途への変更、用途廃止等の適切な措置を講じなければならないもの
- ・国有財産関係法令及びこれらの運用に係る通達に明らかに違反する処理

②検討

- ・事案の内容等から、改善に向けた方策が種々見込まれ、部局等の中で最適な方策について慎重な検討を要するもの

平成28年度指摘事案例

≪非効率な庁舎に狭隘・老朽の単独庁舎及び借受庁舎を移転させ、非効率使用の改善及び借受解消を求めた事例≫

| 部局名等 | ①稚内開発建設部、②北海道労働局、③北海道防衛局 | 監査対象財産の現況 |
|-------|--|---|
| 対象口座等 | ①【稚内地方合同庁舎】 所在地：北海道稚内市末広5丁目35番64 会計：一般会計 土地：9,986.96㎡ 建物：建1,281.56㎡/ 延9,210.87㎡ (RC6、平成7年12月築) |  <p style="text-align: center;">①稚内地方合同庁舎 【非効率使用の解消】</p> <p style="text-align: center;">③自衛隊旭川地方協力本部 稚内地域事務所 【借受解消】</p> <p style="text-align: center;">②稚内労働基準監督署庁舎 【狭隘・老朽の解消】</p> <p style="text-align: center;">国土地理院標準地図</p> |
| | ②【稚内労働基準監督署庁舎】 所在地：北海道稚内市末広3丁目9番57 会計：一般会計 土地：1,444.06㎡ 建物：建253.30㎡/ 延491.63㎡ (RC2、昭和54年11月築) | |
| | ③【自衛隊旭川地方協力本部稚内地域事務所】 所在地：北海道稚内市大黒町4丁目27番地9 会計：一般会計 土地：車2台分（借受） 建物：90.67㎡（借受） | |
| 指摘内容等 | <p>稚内地方合同庁舎は、入居官署の退去や職員数の減少により、約730㎡余剰が生じており、非効率な使用状況となっている。</p> <p>一方、稚内地域における庁舎等の状況についてみると、単独庁舎の稚内労働基準監督署が狭隘で老朽化しているほか、自衛隊旭川地方協力本部稚内地域事務所が民間からの借受庁舎となっている。</p> <p>よって、稚内地方合同庁舎に、稚内労働基準監督署及び自衛隊旭川地方協力本部稚内地域事務所を移転入居させ、非効率使用の改善と借受解消を図る必要があると指摘したもの。</p> | |

平成 23～27 年度監査における指摘事案の
フォローアップ状況等
(北海道財務局管内分)

平成23～27年度監査における指摘事案のフォローアップ状況等

実地監査において指摘した事案については、各省各庁において、是正・改善に向けた処理に取り組んでいるが、処理にあたっては、予算措置など用途廃止に係る所要の手続きが必要なことから、一定の期間を要している状況になっています。

これらを踏まえ、財務省では、指摘事案の処理促進を図るため、毎年度、是正・改善に向けた進捗状況を把握し、各省各庁に対して予算措置状況の聴取や必要な指導を行うなど、フォローアップを実施しています。

28年度に行ったフォローアップの結果、23年度から27年度における監査指摘事案83件のうち、是正・改善済みの事案は60件となり、是正率は72.3%となっています。

内訳については、23年度指摘事案50件のうち、是正・改善済み46件(92.0%)、24年度指摘事案6件のうち、是正・改善済み5件(83.3%)、25年度指摘事案12件のうち、是正・改善済み6件(50.0%)、26年度指摘事案3件のうち、是正・改善済み2件(66.7%)、27年度指摘事案12件のうち、是正・改善済み1件(8.3%)となっています。

今後も、引き続き是正・改善の促進のためのフォローアップを実施していきます。

